

平成 27 年第 3 回美郷町議会定例会

議事日程（第 1 号）

平成 27 年 3 月 3 日（火曜日）午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 例月出納検査の報告（平成 27 年 1 月分）
 - 2) 平成 27 年第 1 回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告
 - 3) 平成 27 年第 1 回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告
 - 4) 平成 27 年第 1 回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告
- 第 4 町長の招集あいさつ並びに施政方針説明
 - 請願・陳情上程（委員会付託）
- 第 5 請願第 1 号 農協改革に関する請願書
- 第 6 陳情第 21 号 「集团的自衛権行使を容認した閣議決定に反対し、撤回を求める意見書」の採択等を求める陳情書
- 第 7 陳情第 1 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情
- 第 8 陳情第 2 号 労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める陳情
- 第 9 陳情第 3 号 介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善をめざす陳情
- 第 10 陳情第 4 号 集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情書
- 第 11 陳情第 5 号 沖縄県名護市辺野古新基地建設工事中止を求める陳情書
 - 議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第 12 議案第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 議案上程（説明）
- 第 13 議案第 6 号 町道の認定について
- 第 14 議案第 7 号 町道の廃止について
- 第 15 議案第 8 号 新町建設計画の変更について
- 第 16 議案第 9 号 いきいきスポーツ健康のまち宣言について

- 第17 議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第18 議案第11号 美郷町立認定こども園設置条例の制定について
- 第19 議案第12号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について
- 第20 議案第13号 美郷町放課後児童健全育成事業利用者負担等に関する条例の制定について
- 第21 議案第14号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第22 議案第15号 美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部改正について
- 第23 議案第16号 美郷町簡易水道設置条例の一部改正について
- 第24 議案第17号 美郷町簡易水道給水条例の一部改正について
- 第25 議案第18号 美郷町保育の実施に関する条例の廃止について
- 第26 議案第19号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について
- 第27 議案第20号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第28 議案第21号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第29 議案第22号 平成26年度美郷町一般会計補正予算第13号
- 第30 議案第23号 平成26年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第5号
- 第31 議案第24号 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第6号
- 第32 議案第25号 平成26年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号
- 第33 議案第26号 平成26年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号
- 第34 議案第27号 平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
11番	熊谷隆一君	12番	藤原政春君
13番	飛澤龍右エ門君	14番	森元淑雄君
15番	熊谷良夫君	16番	杉澤隆一君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	藤田信晴君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	村山太郎君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	池田茂碁君	農業委員会 委員長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	佐藤久雄君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	福田世喜君	教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君
教育総務課長	高橋潔君	生涯学習課長	煙山光成君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	照井智則	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主査	小西輝昭		

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回美郷町議会定例会を開会いたします。
直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、鈴木良勝君、3番、伊藤福章君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日3月3日から3月16日までの14日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの14日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、武藤 威君、登壇願います。

（議会運営委員長 武藤 威君 登壇）

○議会運営委員長（武藤 威君） おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

2月24日招集告示された平成27年第3回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしました。

はじめに、本定例会の会期は、本日3月3日から16日までの14日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日3日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並

びに施政方針説明があり、請願と陳情の審査を各常任委員会に付託する予定でございます。その後、議案第5号を上程し、説明、質疑、討論、表決を行い、議案第6号から議案第27号までの議案を上程し、終了の予定です。

3月4日水曜日は、午前10時から本会議を再開し、議案第28号から議案第33号までの議案を上程し、終了の予定です。

3月5日木曜日は、本会議を休会し、一般質問の通告締め切りを正午までとする予定でございます。

3月6日金曜日は、午前10時から本会議を再開し、3日に説明ありました議案第6号から議案第27号までの質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

3月9日月曜日は、午前10時から本会議を再開し、4日に説明ありました議案第28号から議案第33号までの全体質疑を行い、平成27年度予算を各常任委員会に付託する予定です。

3月10日火曜日は、本会議を休会し、関係常任委員会を開催し、付託された平成27年度予算審査及び請願・陳情等審査を行う予定です。

3月11日水曜日は、午前10時から本会議を再開し、一般質問を行う予定でございます。

3月12日木曜日は、本会議を休会し、関係常任委員会を開催し、付託されました平成27年度予算審査及び請願・陳情等の審査を行う予定です。

3月13日金曜日は、本会議を休会の予定です。

3月16日月曜日は、午前10時から本会議を再開し、付託されました平成27年度予算審査の委員会委員長報告、議案第28号から議案第33号までの質疑、討論、表決を行う予定です。その後、請願・陳情の審査結果について委員長の報告、質疑、討論、表決を行いながら、終了の予定でございます。

以上、報告を申し上げます。

○議長（高橋 猛君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎議長の諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、例月出納検査、平成27年1月分の結果報告がありました。

2として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、平成27年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告がありました。

3として、大仙美郷環境事業組合議会出席議員より、平成27年第1回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告がありました。

4として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より、平成27年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告がありました。

その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集あいさつ並びに施政方針説明

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに施政方針説明を行います。

本定例会に当たって、町長より招集挨拶並びに施政方針説明の申し出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成27年第3回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集の挨拶といたします。

はじめに、総合計画後期基本計画における「まちづくり戦略プロジェクト」についてご報告いたします。

1つ目は「農商工連携プロジェクト」についてですが、町のオリジナル品種「美郷雪華」から分離した美郷雪華酵母を、町内3蔵元からの申請を受け、平成27年産日本酒醸造のため配布いたしました。完成後の商品を町の貴重な特産品と位置づけ、積極的に売り込みを支援していくとともに、副産物である酒粕の利活用による新たな特産品開発を進めてまいります。

2つ目は、交流促進プロジェクトについてですが、日本航空との連携協力協定に基づき、1月27日、日本航空秋田支店の職員を講師にお招きし、「JAL折り紙ヒコーキ教室」を開催いたしました。町内3つの認定こども園の5歳児約120人が参加し、よく飛ぶ紙飛行機づくりにチャレンジしました。

また、2月14日から15日に、JAL地域貢献活動ウインターキャンプ「鶴の恩返し・i n・M I S A T O」が開催され、日本航空社員17人が来町し、介護保険施設・さくらケアセンターで

「鍋すりもち」をつくるなど交流を深めました。このほか、町のボランティアとともに独居高齢者宅の除雪作業を行ったほか、地域伝統行事の「六郷のカマクラ」で、天筆プロジェクトやミニかまくらづくりにも参加していただき、滞在中のさまざまな活動を通じて地域住民との交流を深めました。

次に、この冬の降雪等の状況についてですが、町内6カ所の観測地点の最大平均積雪量は2月11日時点で136.5センチメートルで、その後は降雪、積雪とも比較的落ち着いた状況で推移いたしました。

また、早朝一斉除雪の出動回数は、12月が15回、1月が12回、2月が8回で、計35回となり、昨年同時期と比べ、1回の減となっております。

雪による被害は2月末日現在、雪おろしなどの作業中の事故による重傷者が1人、空き作業場の倒壊が1棟、農作業用格納庫の屋根の一部破損が1件、公共施設の一部破損が2件報告されております。

次に、各課の個別の取り組みについてご報告をいたします。

はじめに、住民生活課関係ですが、今年度試験的に実施した古布回収は、春秋2回で約14トン进行回収し、リサイクル処理されました。また、小型家電についても、282キログラムを登録リサイクル業者へ引き渡し、廃棄物の減量と再資源化に取り組みました。

また、新聞報道にありましたとおり、2月に町内の80代の方が特殊詐欺の被害に遭われております。町としては、町民の方がこれらの犯罪被害に遭われないよう、2月27日付で注意喚起のチラシを全戸配布いたしました。加えて、町の防犯協会と協力し、高齢者のひとり暮らし世帯を中心に、訪問による注意喚起を行うこととしております。

商工観光交流課関係ですが、県並びに県内市町村等で構成する秋田県企業誘致推進協議会が1月14日、首都圏企業懇談会を都内で開催し、約220社へのアピールのほか、参加した町内進出企業5社と情報交換を行いました。

また、平成27年度の町内企業就職者を対象とした美郷町新入社員の集いが3月27日、美郷町商工会並びに美郷町企業連携協議会合同で開催される予定となっております。町ではこうした取り組みを支援することにより、関係団体の連携強化や企業活動のPRを図り、雇用の維持拡大につなげてまいります。

福祉保健課関係ですが、昨年策定した「美郷町セルフケア推進方針」による取り組みの第2弾として、美郷町民の健康寿命の延伸を図ることを目的に、1月8日、全国健康保険協会秋田支部と「美郷町におけるセルフケアの推進に向けた包括的連携に関する覚書」を取り交わしました。

これにより、74歳までの町民の約75%の健康状況を統計データとして把握することが可能となり、健康づくりの重要な指標となるものです。今後は、協会けんぽと連携・協力し、健診受診の促進や生活習慣病の重症化予防などの取り組みを行い、美郷町におけるセルフケアを推進してまいります。

「こころといのちを考える集い」を2月21日に公民館で、2月27日にみさと福祉センターでそれぞれ開催いたしました。公民館では「笑いヨガ」の講演、劇団わらび座による「笑顔予報は晴れのち晴れ」の上演があり、また、みさと福祉センターでは、秋田県立脳血管研究センター長田乾神経内科学研究部長による講演が行われ、両日合わせて510人の参加がありました。

2月24日、今年度3回目となる介護支援専門員の学習会を開催し、町内事業所から29人の参加がありました。今回は、秋田県南福祉事務所からも出席いただき、高齢者やその家族への円滑な支援のための関係者間の連携と関連制度の理解を深めました。また、在宅医療と介護の連携に向けた他職種参加による会合を3月19日に予定しており、今年度からスタートした「地域ケア会議」の開催が6回を数え、高齢者の在宅生活を支える仕組みづくりを進めております。

農政課関係ですが、平成27年産米の生産数量目標については、昨年12月25日付で県から通知があり、米の生産数量目標は2万516トン、面積換算で3,495.06ヘクタールと、昨年よりも735トン、面積換算値で125.21ヘクタールの減となっております。

町では、美郷町地域農業再生協議会を1月23日に開催し、基準単収を587キログラムとし、生産数量目標の配分率58.90%、転作率41.10%で全町一律配分と決定し、農業協同組合などの認定方針作成者に1月29日付で通知し、全ての生産者に配分されております。

また、平成27年度の水田活用の直接支払交付金については、同協議会が2月23日、作物別の交付単価を協議いたしました。その内容を含め27年度の農業施策に関する説明会を2月26日に開催し、国・県の施策等もあわせ農家等へ周知を図っております。

集落営農組織や農業法人などの担い手支援活動については、本年1月に1法人が設立されており、法人化を目指す経営体に対し、引き続き指導及び支援をしてまいります。

国の平成26年度補正予算により稲作農業の体質強化緊急対策が講じられ、認定農業者等稲作農業者が行う生産コスト低減への取り組みに対する助成が行われることとなり、申請期限の2月4日時点で296件、1,908ヘクタール、4,161万円の申請がありました。

平成26年3月に設立した県の農地中間管理機構への農地の出し手は、1月末で114農家、746筆、136.35ヘクタールとなっており、受け手は33経営体で経営の規模拡大、農地の集団化が図られております。

建設課関係ですが、12月から2月末までの主な工事発注状況については、道路改良等工事5件を3,123万3,600円で、業務委託1件を120万9,600円で発注済みです。

また、上下水道関係では、簡易水道施設の計器更新工事2件を454万6,800円で、下水道公共枘設置工事2件を60万480円で、農業集落排水施設の機械設備修繕2件を307万8,000円で発注済みです。

教育総務課関係ですが、小学校・中学校体育館の天井及び照明並びにバスケットゴールの非構造部材の耐震化工事は2月20日で全て完了いたしました。

生涯学習課関係ですが、合併10周年記念事業として開催しておりました第2回美郷町所蔵作品展は、10月25日から12月28日までの期間中、532人の来場がありました。その後、秋田県美術展覧会第12回仙北地域展を1月24日から3月8日までの会期で開催しております。

秋田県との協働事業「あきた未来づくりプロジェクト」の一環で、旧千畑南小学校の校舎を活用して整備していた美郷町歴史民俗資料館整備工事は、昨年12月17日をもって完了いたしました。今後は、夏場の枯らし期間を経て、展示作業に取りかかり、10月1日のオープンに向け準備を進めてまいります。

また、旧仙南東小学校の校舎の一部を活用して整備しておりました美郷町宿泊交流館ですが、宿泊棟は1月30日に完成しました。現在、体育館内の工事を実施しておりますが、こちらも3月末までに工事を終える見込みで、4月1日からのオープンに向け準備を進めております。

3月20日からは、合宿等で利用が期待される文化団体やスポーツ団体の代表者、町民の皆様を対象に内覧会と宿泊体験会を行い、頂戴したご意見を現場にフィードバックし、皆様から愛される施設を目指してまいります。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

議案第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ですが、澁谷あさ子氏を引き続き人権擁護委員として推薦したく、意見を求めるものです。

議案第6号「町道の認定について」及び議案第7号「町道の廃止について」ですが、圃場整備事業の完了に伴い、お諮りするものです。

議案第8号「新町建設計画の変更について」ですが、合併特例債を起債できる期間が延長されたことに伴い、新町建設計画を変更したく、お諮りするものです。

議案第9号「いきいきスポーツ健康のまち宣言について」ですが、美郷町宿泊交流館及び美郷町屋内スポーツ館の完成を契機に、町民が健康で心豊かな暮らしを実現するため、スポーツを通じた活動を推進し、いきいきとしたまちづくりを進めていくため宣言するものです。

議案第10号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備したく、お諮りするものです。

議案第11号「美郷町立認定こども園設置条例の制定について」、議案第12号「美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について」及び議案第13号「美郷町放課後児童健全育成事業利用者負担等に関する条例の制定について」ですが、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、認定こども園の設置及びその利用者負担額等について制定したく、お諮りするものです。

議案第14号「美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の追加並びに教育委員長及び同職務代理者の削除、スポーツ基本法施行に伴う体育指導員の名称変更並びに行政協力員及び廃棄物減量等推進員への報酬を委託料に変更するため、お諮りするものです。

議案第15号「美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部改正について」ですが、道路法施行令の一部改正及び美郷町道路占用料の改正に伴い、使用料の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第16号「美郷町簡易水道設置条例の一部改正について」及び議案第17号「美郷町簡易水道給水条例の一部改正について」ですが、畑屋地区、六郷西部地区及び六郷東部地区を統合して六郷畑屋地区とし、同地区の一部に新たに六郷字安楽寺を追加したく、お諮りするものです。

議案第18号「美郷町保育の実施に関する条例の廃止について」ですが、保育を必要とする事由が、子ども・子育て支援法で規定されたことに伴い、同条例を廃止したく、お諮りするものです。

議案第19号「美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について」、議案第20号「美郷町下水道事業特別会計への繰入額について」及び議案第21号「美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について」ですが、一般会計からの繰り入れにより各事業の円滑な推進を図るため、お諮りするものです。

議案第22号「平成26年度美郷町一般会計補正予算第13号」についてですが、介護給付訓練等給付費の増額、中小企業振興資金保証補給等補助金の増額、美郷雪華酵母管理委託料の増額、畜産競争力強化対策緊急整備事業補助金の追加、その他事業実績及び実績見込みによる各事務事業費の減額に伴う歳入歳出予算の補正等についてお諮りするものです。

議案第23号「平成26年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第5号」、議案第24号「平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第6号」、議案第25号「平成26年度美郷町下水道事業特別

会計補正予算第4号」、議案第26号「平成26年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号」及び議案第27号「平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号」についてですが、実績見込みによる歳入歳出予算の補正等について、お諮りするものです。

なお、議案第28号から議案第33号までの平成27年度一般会計予算及び各特別会計予算については、平成27年度施政方針で詳細を申し述べますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては、各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

引き続き、本定例会においてご審議いただきます諸議案のご説明に先立ちまして、平成27年度の町政運営に関する基本的な考えを申し述べ、あわせて予算案の編成方針及び概要についてご説明申し上げます。

昨年11月、美郷町は合併10周年の節目を迎えました。その間、議員各位並びに関係各位には、課題の解決に向けた多くの取り組みにご理解とご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

おかげさまでこの10年間の中で、合併に伴う諸課題はほぼ解決するとともに、町内の一体感醸成並びに対外的な美郷町認知度も一定程度向上し、まちづくりとしては比較的順調に進んできている状況にあるものと認識しており、重ねて感謝を申し上げます。

一方、そうした取り組みを支える主な財源である地方交付税は、平成27年度から漸減期間に入り、歳入構造の変化を受けとめた歳出構造の見直しに着手が必要なことに加え、新たな行政ニーズへの対応など、次なる課題も迫ってきているところです。

そのため、これまでの取り組みの成果を踏まえつつ、先を見越した次の一手におくれをとらないよう、平成26年度からは「普通交付税の一本算定に伴う財政健全化の取り組み」に着手するとともに、平成27年度からの第2次美郷町総合計画を26年度中に成案化するよう、現在、鋭意作業を進めているところです。

また、昨年12月には、世界に類を見ないスピードで進行している「人口減少・超高齢化社会」への対応として、結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や、都市部から地方への移転しやすい環境づくりを趣旨とする「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」が国から示されるとともに、ことし1月には、今後5カ年の目標や施策の基本的な方向を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が示されたところです。

さらに、中長期的な視野に立って地方創生に取り組む具体施策をまとめた「地方版総合戦略」の策定を要請されているところであり、第2次美郷町総合計画との整合に留意しつつ、策定作業

に取り組んでいるところです。

いずれにいたしましても、美郷町としては、各般にわたり、適時に適切な対応を心がけ、引き続き町民が望む町の姿に1歩ずつ近づくよう、取り組みを重ねてまいりたいと考えているところです。

こうした基本姿勢のもとでの平成27年度予算案の概要についてですが、一般会計予算案は107億471万1,000円で、未来づくり交付金事業における主要工事や美郷中学校施設の耐震改修工事などを実施した平成26年度と比較し、4.3%の減少となりました。

まず、歳入について申し上げます。

26年産米の概算金に伴う農業所得の減収を見通し、町民税の減額を見込んでいるほか、固定資産税、たばこ税についても減額を見込み、計上しております。

また、地方交付税については、地方創生に伴う増額があるものの、普通交付税の一本算定に伴う減額を踏まえ、前年度を下回るものと見込んで計上しております。

町債については、過疎対策事業債と合併特例債を事業により選択するとともに、プライマリーバランスに留意し、起債額が償還元金を上回らないように配慮したほか、繰入金については公共施設整備基金や振興基金の取り崩し可能額を優先して繰り入れ、後年度の多様な財政需要に応えられるよう、財政調整基金からの繰り入れを控えております。

続いて、歳出について申し上げます。

第2次美郷町総合計画の初年度であることを踏まえ、計画推進を意識したメリハリのある予算編成に努めておりますが、経常的経費については経費抑制をしながら、最大の効果を得られるよう意識するとともに、財政健全化の取り組みの1つとして、消耗品等に関しては、特殊事情を除き、平成25年度決算ベースのマイナス10%をルールとし、予算編成を行っております。

また、政策的経費については、重点的に取り組む施策について、積極的に財源を配分しております。

特別会計については、国・県の制度改正による情報を的確に捉え、受益者負担の原則にのっとり、適正な予算計上に努めました。国民健康保険特別会計は、保険財政共同安定化事業交付金・拠出金の算定基準が拡大されたために増額となり、簡易水道事業特別会計につきましても、安全で安定した水道水の供給を推進するため、26年度に対し大幅な事業費の増となっております。

各特別会計の予算案は、国民健康保険特別会計が32億502万円で26年度と比較し14.4%の増、簡易水道事業特別会計は8億8,735万3,000円で54.8%の増、下水道事業特別会計は1億9,773万8,000円で2.3%の増、農業集落排水事業特別会計は2億734万2,000円で3%の増、後期高齢者医

療特別会計は1億7,947万7,000円で2%の減となりました。

現在、第2次美郷町総合計画を策定作業中のため、主な取り組みについては第2次美郷町総合計画の項目ごとの説明ではなく、歳出の款ごとの説明といたします。

はじめに、総務費ですが、多様化・複雑化する住民ニーズに対応するとともに、地域コミュニティ活動を促進するため、引き続き職員の人事評価制度の推進や能力向上に向けた研修を実施するとともに、耐震補強が必要なコミュニティセンターの耐震補強工事や住民活動センターのつり天井の耐震改修及び照明のLED化など、その環境整備に努めてまいります。

また、交流人口の拡大に資するよう、引き続き自治体連携を促進するほか、日本航空をはじめとした協定企業との交流を推進してまいります。

加えて、空き家等の有効活用と定住人口の増加を目指し、引き続き定住促進奨励事業を実施してまいります。

策定が義務づけられている公共施設等総合管理計画については、固定資産台帳の整備を計画的に行いながら、策定作業を進めるとともに、マイナンバー制度に係る対応についても、計画的に進めてまいります。

「未来づくりプロジェクト」についてですが、27年4月から供用開始となる宿泊交流館ワクアスの外構工事に着手し、その整備の完了を目指すとともに、各種大会や大学等の合宿誘致に係る経費を計上いたしました。さらに、10月から供用開始となる歴史民俗資料館については、外構工事等に係る経費を計上いたしました。

また、ふるさと納税制度による寄付促進策として、寄付額に応じた美郷町特産品の返礼について、より充実した内容とするための経費を計上いたしました。

次に、民生費ですが、障がい者福祉並びに高齢者福祉については、引き続きおのおのの制度・事業を各般にわたり着実に実施するとともに、その拠点の1つである中央ふれあい館について、適切な管理及び利用環境の改善に向けて、屋根改修工事並びに照明のLED化に着手いたします。

また、児童福祉については、27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の実施に伴い、認定こども園関係予算を民生費に一本化するとともに、27年度から放課後児童健全育成事業の対象年齢を6年生まで拡大するため、各放課後児童クラブの定員を30人ずつ増員する経費を計上しております。

また、きめ細やかな保育サービスを実施し、安心していただける子育て環境を維持するため、看護師の配置を継続するほか、一時保育などの制度を継続いたします。

次に、衛生費についてですが、地域全体の健康づくりについては、平成26年度に策定した美郷

町セルフケア推進方針にのっとり、セルフケアに係る啓蒙活動に加え、町保健センターにヘルスチェックできる機器を配置するなど、自らの健康を自らが管理できるよう新たに取り組むほか、引き続き健康みさと21計画、美郷町食育推進計画に基づく健康の維持増進や、こころの健康づくりとして、メンタルヘルス対策に取り組めます。

また、肥満傾向児の状況を踏まえ、教育現場と連携を図りながら、若年からの生活習慣病予防に取り組むほか、成人の健康に関しては、各種がん検診や肝炎ウイルス、骨粗鬆症検診の受診促進を図るとともに、各種予防接種の推進経費を計上いたしております。

また、少子化対策の一環として、引き続き特定不妊治療に係る支援を講ずるとともに、妊婦健診において産後健診1回分の助成を追加し、乳幼児健診などとあわせて母子保健を推進してまいります。

環境保全については、六郷地区の一般廃棄物最終処分場の適正廃止を目指すほか、ごみの減量化に向けて、平成27年度は古布回収を4回実施するなど、必要経費を計上いたしました。

また、引き続き水環境保全に係る学習活動を促進し、平成28年度に開催予定を見込む「湧水保全フォーラム全国大会」に向けた機運醸成につなげてまいりたいと存じます。

次に、労働費についてですが、雇用の安定化に向けて、引き続き職業訓練団体が行う技能講習等受講料の支援を講ずるほか、正規雇用者育成支援事業を引き続き実施し、新卒者の正規雇用を促進してまいります。また、新たに求職者を対象とした資格取得サポート事業を新設し、就労の促進を図ってまいります。

次に、農林水産業費についてですが、美郷町の豊かな自然環境を広く認知してもらいながら、農産物等の販路拡大につなげていくため、引き続き都市農村交流促進事業を展開し、農作業体験や農産物オーナー制度の浸透を図るほか、東京都大田区における「ごはんの教室」の開催回数を増加させ、認知度向上を目指してまいります。

また、転作廃止の方向を受けとめ、美郷ブランド品目の生産促進など経営複合化に係る各般の施策を引き続き展開するほか、導入作目の選択肢となり得るよう、甘草をはじめとした薬用植物の試験栽培を引き続き実施してまいります。

就農者確保と育成に向けては、新規就農者の営農研修について新たに支援策を講ずるほか、農業法人の育成に係る支援策を引き続き実施してまいります。

また、減化学肥料等による特別栽培を支援していくため、引き続き美郷ブランドゆうき応援事業を実施し、町内生産の堆肥「美郷の大地」の利用促進に努めます。

生産性向上を目的とした圃場整備事業については、本堂城回地区、羽貫谷地地区、大畑地区の

事業継続を引き続き支援するほか、新たに畑屋中央地区、金沢地区に対する調査計画費について、支援を実施してまいります。

歴史民俗資料館に隣接する平場の森については、地域住民などの参加も得ながら関係者皆さんで植樹し、その整備を促進してまいります。

次に、商工費についてですが、引き続き地域商業の活性化に向け、商店等にぎわい創出事業を展開するほか、雇用の確保に向けて商工業振興奨励金並びに企業支援策を講じてまいります。

また、中小企業者の経営安定化に資するよう、町融資制度の活用を図るとともに、企業誘致や事業集約、さらに企業の投下を促すための支援策を引き続き講じてまいります。

地域資源を活用した特産品開発並びに商品化への支援については、新商品・新企画における商品パッケージへの支援策を新たに設け、美郷ブランドの確立並びにイメージアップに努めてまいります。

観光については、水の郷としてのイメージアップに向け、引き続き清水周辺環境整備と、清水周辺環境保全活動モデル地区への支援を実施してまいります。

また、滞在型観光の推進を目指し、近隣自治体と観光資源のネットワークを強化するほか、快適な滞在となるよう、町内温泉の施設維持管理に要する経費とともに、地域のイベントなどにも活用できる多目的スペースを湧太郎隣接地に整備する経費を計上いたしております。

さらに、昨年からラベンダーを通じて交流を始めました北海道中富良野町と協力協定を結び、美郷雪華の周知と栽培技術の情報交換などを図ってまいります。

次に、土木費についてですが、除雪作業の拠点となる南除雪センター第2車庫を南除雪センター隣接地に新築し、効率的で迅速な除雪作業に資するほか、除雪機械2台を更新し、故障に伴う不安定な除雪体制とならないよう努めてまいります。

また、道路整備については、測量調査5路線、改良舗装工事3路線、舗装工事4路線、側溝工事1路線、舗装補修工事2路線、歩道整備工事2路線、交差点改良工事1路線、橋梁詳細設計2橋、橋梁補修工事1橋を実施するほか、町内一円を対象に橋梁などストック点検調査を実施します。

道路維持については、側溝工事2路線、舗装補修工事3路線、橋梁維持補修工事1橋を実施します。

また、防犯灯のLED化を引き続き計画的に実施し、維持管理の効率化などを実現するほか、カーブミラーの設置などによる安全確保を図り、快適な道路環境の整備を促進してまいります。

また、かねてより課題でした六郷中央地区の道路環境を改善するとともに、防火水道管の更新

を図り、安全性向上に資するため、計画的な整備に着手してまいります。

住環境の向上に向けては、引き続き住宅リフォームに支援策を講ずるほか、水環境の向上に向けて、引き続き合併浄化槽の整備に支援策を講じてまいります。

次に、消防費についてですが、消火水利の充実を目指し、耐震性貯水槽を2カ所新設するほか、耐用年数を計画した小型動力ポンプ3台を更新いたします。

また、防災体制の強化に向けて防災ガイドを改訂し、全戸配布するほか、屋内での災害情報の提供に向けて、防災緊急告知ラジオの導入に向けた調査を実施してまいります。

さらに、美郷町地域防災計画に基づき、引き続き防災備蓄品を計画的に備蓄するほか、宿泊交流館ワクアスに福祉避難所を設置し、あわせて計画的に備蓄してまいります。

また、交流自治体である栃木県那珂川町と「災害時における相互応援に関する協定」を結び、災害時の対応ネットワークの強化を図ってまいります。

次に、教育費についてですが、小中学生の学力向上に向けて、新たに授業力向上に資する取り組みを展開するほか、官学連携事業として、引き続き協定大学との連携による各般の取り組みを展開してまいります。

また、子供たちの感性や想像力育成のため、引き続き本物の芸術に触れる機会を設けるほか、学校間交流を推進してまいります。

さらに、国際的な感覚などを身につけるため、国内における英語研修専門機関のプログラム参加に支援策を講じ、国際教育の推進を図ってまいります。

社会教育については、今後の指針となる「第3次生涯学習推進計画」を策定するとともに、新たに青少年育成の一環として、JAXAとの連携のもと、コズミックカレッジを開催いたします。

また、成人教育では、宿泊交流館ワクアスを会場に、美郷大使に講師をお願いし、新たに美郷カレッジを開催するほか、高齢者教育として引き続き美郷いきいき大学を開催いたします。

芸術文化に触れる機会としては、栃木県那珂川町との連携のもと、歌川広重展を学友館で開催するほか、引き続き町公民館において自衛隊コンサートを開催いたします。

また、活字に親しむことで情操豊かにしていくため、新たに読書フェスタを開催するほか、心に残った1冊の紹介コンクールを開催してまいります。

また、文化財や史跡などに理解を深めるとともに、保護していくため、佐藤章生家の蔵移設について基本設計に着手するほか、坂本東嶽邸の蔵などの保存活用方法についても検討してまいります。

スポーツ振興関係では、運動環境の適切な維持のため、北体育館で屋根改修工事並びに照明の

LED化に着手するとともに、サンスポーツランド千畑のつり天井・トイレ改修工事などを実施してまいります。

国民健康保険特別会計についてですが、保険料の平準化や財政の安定化を目的とした共同事業の交付金・拠出金の算定が平成27年度から変更になり、平成26年度まで30万円以上80万円以下のレセプトを対象としていたものが、1円以上80万円以下に拡大されるため、歳入・歳出の保険財政共同安定化事業交付金・拠出金が増額されております。国民健康保険税の収納については、滞納繰り越し分の収納及び現年度課税分の完納に努めてまいります。

次に、簡易水道事業特別会計についてですが、平成27年7月から簡易水道統一料金に向けた段階的措置が始まりますので、引き続き利用者の皆様への周知、説明を実施するとともに、準備事務について万全を期してまいります。

また、安全な飲料水を安定供給するため、未普及地域の解消策として、千畑中央地区配水管敷設工事9,080メートルを事業実施するとともに、取水・浄水施設電気設備工事も実施いたします。

また、六郷西部地区、六郷東部地区、畑屋地区の水道水の安定供給と施設維持管理経費縮小のため、施設統合のための配管接続を実施いたします。六郷西部地区については、あわせて配水管の更新も実施いたします。

仙南中央地区については、紫外線処理施設を整備するほか、仙南東部地区についても、紫外線処理施設整備計画の作成に着手いたします。

次に、下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計についてですが、加入率アップのために、未接続者に対してトイレの水洗化と生活雑排水の浄化について啓蒙を行い、接続促進を図ってまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計についてですが、保険料の徴収や各種申請書の届け出の受け付け、保険証の引き渡しなどの窓口業務を適切に行ってまいります。

以上、平成27年度における町政推進の基本的な考え方や主な取り組みについて申し上げます。

冒頭でも触れましたが、歳入構造の変化という大きな課題に直面する状況を冷静に受けとめ、引き続き計画性を重視した町政推進を意識するとともに、これまでと同様、着実性を大切に歩んでいく美郷町の姿勢を堅持し、町勢の発展に尽力してまいりたいと存じます。

また、その確実な取り組みのためには、私を含む全職員が現状を正確かつ的確に把握し、その共通認識を持つとともに、背負っている課題、あるいは待ち構えている課題についても共通認識を持ち、対応の時期とその内容を熟慮、そして実践し、1歩ずつあるべき美郷町の姿に近づいていくよう、頑張ってまいりたいと存じます。

さらに、そうした姿勢の堅持には、変化について臨機応変の対応も必要不可欠で、そのためにも各般にわたる柔軟性と感受性を大切にしていきたいと思います。

「みんなで さつとずつ もっと いい町」を目指し、平成27年度の町政推進にはこうした考え方で臨んでまいり所存ですので、議員各位並びに町民各位には何とぞご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げますとともに、議員各位には引き続き大所高所からのご指導をお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

○議長（高橋 猛君） 町長。

○町長（松田知己君） ただいまの施政方針の中で、特別会計の予算案の26年度との比較の中で、数字を誤って申し上げましたので、訂正させていただきます。

国民健康保険特別会計が32億502万円で、26年度と比較し14.4%と申し上げましたが、14.8%の増ですので、おわびし訂正いたします。

◎請願第1号の上程、委員会付託

○議長（高橋 猛君） 日程第5、請願第1号農協改革に関する請願書を上程し、議題といたします。

請願書の朗読は省略いたします。

紹介議員の説明を求めます。11番、熊谷隆一君、登壇願います。

（11番 熊谷隆一君 登壇）

○11番（熊谷隆一君） 今回の農協改革に関する請願書につきましては、紹介議員として私と杉澤隆一議員が指名されております。

報道では、政府、自民党とJAの万歳会長が合意したというふうな報道もありますけれども、まだまだ法案の成立には至っておらないので、それらの背景を踏まえまして、請願の理由について若干私のほうから説明させていただきます。

政府は、平成26年6月24日に、農林水産業・地域の活力創造プランを改訂し、農業所得の増大や農業の成長産業化のために、JAの機能強化、独自性の発揮が必要として、JAグループの自己改革を前提に、JAの事業や組織統治のあり方、連合会の事業、組織形態、中央会の新たな制度への移行等の方針を打ち出しました。

これに対し、JAグループでは自立の協同組合であることを基本に、組合員の意思に基づく自己改革に取り組むこととし、JA組織の改革の方向づけが検討されてきております。

その結果、請願事項である協同組合の基本的性格の維持、準組合員の利用制限は行わない、J

A連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式などの強制はしない、中央会の農協法上の位置づけを柱とし、「食と農を基軸として地域に根差した協同組合」として、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指して総合事業を展開し、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に取り組むことが、今後ともJAグループが目指す基本方向であると結論づけられております。

しかし、農協改革に関する今後の政府の取りまとめいかんでは、JAの組織、基本機能が低下し、農業者、地域農業、農村に対し、多大な影響が出るのが懸念されております。

また、美郷町の農業振興や農村社会の維持・発展については、これまでJAと一体となって取り組んできており、今後もこの関係を維持していく必要があると認識しております。

この農協改革については、2月9日には、政府、自民党とJA全中が農協改革に関する関連法案の骨格について合意されたと報道されておりますが、この合意はあくまでも政府、与党との合意であり、法改正が決定されたわけではありません。

よって、政府に対し、農業者の相互扶助を目的として自主的に設立された協同組合に対して、強制的な組織変更などを押しつけるのではなく、組合員の意思に基づく自立的改革を基本とし、関連法案の改正などにおいて拙速な対応を行わないよう、特段の配慮を強く求めたいとするものであります。

そういう理由によりまして、採択をお願いするものであります。

○議長（高橋 猛君） お諮りします。この請願については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、請願第1号については産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第21号の上程、委員会付託

○議長（高橋 猛君） 日程第6、陳情第21号「集团的自衛権行使を容認した閣議決定に反対し、撤回を求める意見書」の採択等を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第21号については総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第1号の上程、委員会付託

○議長（高橋 猛君） 日程第7、陳情第1号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号については産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第2号の上程、委員会付託

○議長（高橋 猛君） 日程第8、陳情第2号労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第2号については産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第3号の上程、委員会付託

○議長（高橋 猛君） 日程第9、陳情第3号介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善をめざす陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第3号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第4号の上程、委員会付託

○議長(高橋 猛君) 日程第10、陳情第4号集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第4号については総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第5号の上程、委員会付託

○議長(高橋 猛君) 日程第11、陳情第5号沖縄県名護市辺野古新基地建設工事中止を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第5号については総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

ここで10分間休憩いたします。

(午前10時57分)

(午前11時07分)

○議長(高橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 澁谷さんは、幼児教育の現場で長らく活動され、そのため地域、家庭、社会の実情に精通しております。人権擁護委員としての相談活動や啓発活動に引き続き取り組みを期待できる方でもあります。

平成27年6月30日をもって同氏の任期が満了となりますので、再び人権擁護委員として法務大臣に推薦したく、お諮りするものです。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり決しました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第6号 町道の認定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第6号についてご説明いたします。

4ページ、5ページ、議案資料集は1ページの認定路線図をごらん願いたいと思います。

今回、町道認定に付すべき路線は、六郷西部地区県営圃場整備事業により整備された路線でございます。八幡1号線ほか20路線、7,308.8メートルについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。現在の町道認定実延長ですが、1,074.2キロメートルとなっております。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで議案第6号の説明が終わりました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第7号 町道の廃止についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第7号についてご説明いたします。

8ページ、議案資料集は2ページの廃止路線図をごらん願います。

今回、町道廃止に付すべき路線は、従前の町道が六郷西部地区県営圃場整備事業に編入された路線で、大荒田2号線ほか15路線、7,199.8メートルについて、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第7号の説明が終わりました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第15、議案第8号 新町建設計画の変更についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（本間和彦君） 議案第8号 新町建設計画の変更についてご説明いたします。

提案理由でございますが、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が、平成24年6月27日に施行され、合併特例債の起債可能期間が被災地市町村で10年から20年に、被災市町村以外は10年から15年に延長されました。これによ

り、当町は起債可能期間が5年間延長され、新町建設計画における計画期間の変更が必要となります。

また、この機会にあわせ、計画策定当時と名称が変更となっている箇所などを改めるなどの所要の調整を行いたく提案するものでございます。

変更内容は、議案10ページからでございますが、新旧対照表によりご説明いたしますので、議案資料集の3ページ以降をごらんいただきたいと思います。

変更箇所につきましては、下線を付してございまして、表の左側には新町建設計画の該当ページを記載してございます。また、変更理由の主なものとしましては、次の3点に分類されます。

まず、1点目は、計画期間の延長により期日を変更するものでございまして、該当するページでは、表紙、3ページ、76ページ後段部分でございます。

2点目としましては、計画策定当時から名称が変更していることにより期日を変更するものでございまして、該当する箇所といたしましては、14ページ、30ページ、47ページ、64ページ、67ページでございます。

最後、3点目といたしましては、計画策定当時と社会情勢や町の財政環境が変化したことなどにより期日を変更するものでございまして、そのほかの部分も該当してございます。

なお、資料集9ページ以降の財政計画につきましては、平成25年度以前を決算額、平成26年度を決算見込額、平成27年度以降を当初予算見込額に変更するものでございます。

説明が最後になりますが、本計画の変更内容につきましては、秋田県との事前協議が完了してございます。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第8号の説明が終わりました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第16、議案第9号 いきいきスポーツ健康のまち宣言についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（煙山光成君） 議案第9号についてご説明いたします。

はじめに、本日追加で配付させていただきました資料に脱字がございました。1ページをお開

きいただきたいと思います。

取り組み方針の2つ目、「スポーツ親しみ」とありますが、「スポーツに親しみ」に訂正をお願いいたします。申しわけありませんでした。

それでは、議案のほう、18ページとあわせてごらんいただきたいと思います。

この宣言は、4つの柱がございます。心と体の健康を維持すること、スポーツを通じて人々が触れ合いを深め交流の輪を広げること、スポーツを楽しむことで生き生きと暮らす人を増やし、頑張っている人をみんなで応援して町民の一体感を醸成することで、活気あふれる町をつくること、スポーツに取り組みやすい人や設備など、ソフト・ハード両面の環境整備を進めることとでございます。それを宣言文としてあらわしております。

長寿社会の進展により、スポーツを通じた体と心の健康づくりには大きな期待が寄せられております。また、日本人選手の海外での目覚ましい活躍、あるいは身近なところでは、県南地区の高等学校野球部が相次いで甲子園出場を果たすなど、スポーツへの関心は高まっております。さらに、町では宿泊交流館ワクアスや屋内スポーツ館を整備し、スポーツを楽しむ、交流を深められる環境は充実してきています。

この宣言により、町民・住民団体・企業・行政が、スポーツによる健康づくりに関しての基本理念を共有し、一体となって元気で生き生きとした町の実現を目指すものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第9号の説明が終わりました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第17、議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（高橋 潔君） 議案第10号についてご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の整備をするために提案するものでございます。

20ページ、別紙と、議案資料集12ページをお開き願います。

第1条、美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正でございます

が、教育長が一般職から特別職になることから、教育長の給与等に関する根拠規定である教育公務員特例法を地方自治法に改めるものでございます。

第2条は、美郷町特別職報酬等審議会条例の一部改正でございますが、教育長が特別職になることから、審議会の諮問の対象とするためでございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第10号の説明が終わりました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第18、議案第11号 美郷町立認定こども園設置条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（高橋 潔君） 議案第11号 美郷町立認定こども園設置条例の制定についてご説明いたします。

就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供に関する法律、いわゆる認定こども園法の規定に基づき、提案するものでございます。

22ページ、別紙をお開き願います。

第3条で、認定こども園の名称と位置をお示ししております。幼稚園・保育園という名称から、美郷町立千畑なかよし園、六郷わくわく園、仙南すこやか園とするものでございます。

第4条では、認定こども園の事業を掲げてございます。

附則としまして、第1条に施行期日を、第2条は保育園設置条例廃止、第3条では学校設置条例の幼稚園にかかわる部分を削除しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第11号の説明が終わりました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第19、議案第12号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業の利用者負担等に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長(高橋 潔君) 議案第12号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定についてご説明いたします。

認定こども園の利用者負担額を定めるため提案するものでございます。

26ページ、別紙をお開き願います。

第1条は趣旨、第2条は定義、第3条は利用者負担額、第4条は負担額の徴収について、第5条は延長保育料、第6条は一時保育料、第7条は減免について規定してございます。

27ページの下段のほうの別表1でございますが、(1)は従来の幼稚園児の利用者負担額であります。

28ページの(2)は従来の保育園児の利用者負担でございます。

29ページ、別表2は延長保育料について、別表3は一時保育料について規定してございます。

いずれも保育の実施に関する規則、延長保育実施要綱、一時保育実施要綱に定めておりますが、今回の法改正に伴い、利用者負担額について条例に定めるものであります。

以上であります。

○議長(高橋 猛君) これで、議案第12号の説明が終わりました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第20、議案第13号 美郷町放課後児童健全育成事業利用者負担等に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長(高橋 潔君) 議案第13号 美郷町放課後児童健全育成事業利用者負担等に関する条例の制定についてご説明いたします。

今まで放課後児童クラブの利用者負担は実費相当額を徴収しておりましたが、今回の法改正に伴い、利用者負担額について条例で定めるものであります。

別紙32ページをお開き願います。

第1条は趣旨、第2条は定義、第3条は利用者負担額、第4条は負担額の徴収について、第5条は減免について規定してございます。

33ページの別表で、従前どおり利用児童1人につき月額3,000円でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第13号の説明が終わりました。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第21、議案第14号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第14号についてご説明いたします。

提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、教育長を追加し、教育委員長及び同職務代理者を削除、スポーツ基本法施行に伴いまして、体育指導委員の名称を変更するものです。

また、町でこれまでお願いしておりました行政協力員と廃棄物減量等推進員については、町の特別職である非常勤職員として、これまで職務の対価を報酬としてお支払いしておりましたが、職務の内容が書類の配付や行政との連絡などをお願いしているものであり、地方公務員法による非常勤職員というよりは委託に相当する職務内容であることから、今回改正したく提案するものでございます。

改正条文は36ページでございますが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集14、15ページをお開きください。

第2条第2項には、特別職となる教育長を追加し、第4条第1項第1号には、教育長は教育委員と異なるため、括弧書きを削除するものです。

同2号及び15ページ別表の下段、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に名称を変更するものです。

同じく別表の教育委員の委員長と委員長職務代理者、行政協力員及び廃棄物減量等推進員を削除するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第14号の説明が終わりました。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第22、議案第15号 美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第15号についてご説明いたします。

道路法施行令一部改正に伴い、ことし4月1日から施行する町道路占用料の改正にあわせ、条例の一部を改正したく提案するものでございます。

議案資料集は16ページをごらん願います。

電柱類の使用料を道路占用料と合わせ、1本につき400円を310円に変更したく提案するものでございます。

議案の38ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第15号の説明が終わりました。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第23、議案第16号 美郷町簡易水道設置条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第16号についてご説明いたします。

水道事業におきまして、維持管理費の縮減や供給水量の安定化を図るため、畑屋、六郷西部、六郷東部、3地区を統合したく、また防災2次避難所となっている公共施設、学友館を供給区域に加えたく、提案するものでございます。

改正条例案は40ページから48ページ、議案資料集の新旧対照表は17ページから26ページとなっておりますが、資料集の19ページ右側、旧の欄の地区名「畑屋」、それから20ページ右側の旧の「六郷西部」、「六郷東部」の3給水区域を20ページの左側、新の地区名欄にまとめ、新たに「六郷畑屋」地区として給水人口・給水量を再構築して地区設定するものでございます。

また、21ページの新しい欄、最上段に学友館の立地区域であります安楽寺の一部を追加してございます。

議案48ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第16号の説明が終わりました。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第24、議案第17号 美郷町簡易水道給水条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第17号についてご説明いたします。

ただいま議案第16号として、地区統合についてご説明いたしました。あわせて簡易水道給水条例の地区名を改める必要があり、提案をするものでございます。

議案資料集27ページをごらん願います。

「畑屋」、「六郷西部」、「六郷東部」を「六郷畑屋」地区に統合しつつ、従前の地区名、地域名をそれぞれ畑屋西部、東部といたしまして、以下、資料集の28、29、30ページにある地区名称のある欄をそれぞれ同様に改正するものでございます。

議案の50ページをお願いいたします。

附則の1といたしまして、この条例は公布の日から施行し、2といたしまして、昨年12月に議決いただいた条例第33号の経過措置に記述された地区名もあわせて改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第17号の説明が終わりました。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第25、議案第18号 美郷町保育の実施に関する条例の廃止についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（高橋 潔君） 議案第18号 美郷町保育の実施に関する条例の廃止についてご説明いたします。

保育を必要とする事由が、児童福祉法で町が条例に規定することになっておりますが、平成27年4月1日から子ども・子育て支援法に規定し施行することになりましたので、当該条例を廃止するものでございます。

52ページ、別紙をお開き願います。

この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第18号の説明が終わりました。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第26、議案第19号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第19号についてご説明いたします。

これまで事業に要した起債の償還などに充てるため、2億円以内を平成27年度一般会計から平成27年度特別会計へ繰り入れし、町簡易水道事業の円滑な推進を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第19号の説明が終わりました。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第27、議案第20号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第20号についてご説明いたします。

これまでの事業に要した起債の償還などに充てるため、1億3,000万円以内を平成27年度一般会計から平成27年度特別会計へ繰り入れし、町下水道事業の円滑な推進を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第20号の説明が終わりました。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第28、議案第21号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第21号についてご説明いたします。

これまでの事業に要した起債の償還などに充てるため、1億2,000万円以内を平成27年度一般会計から平成27年度特別会計へ繰り入れし、町農業集落排水事業の円滑な推進を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第21号の説明が終わりました。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第29、議案第22号 平成26年度美郷町一般会計補正予算第13号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（本間和彦君） 議案第22号についてご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額から1億2,825万7,000円を減額する件、繰越明許費4件の設定、及び地方債の補正4件でございます。

はじめに、第2表繰越明許費からご説明いたします。66ページをお願いいたします。

まずは、2款1項基本施策計画事業でございますが、第2次美郷町総合計画の印刷製本作業につきまして、年度内完了が見込めないため、次年度に繰り越すものでございます。理由としましては、町の総合計画との調整が必要とされる地方創生における地方版総合戦略の策定プロセス等が国からことし1月に示されたことなどにより、第2次総合計画の策定が年度末となるためでございます。

続きまして、4款1項大曲仙北広域市町村圏組合斎場建設事業負担金でございますが、事業の実施主体であります大曲仙北広域市町村圏組合にて当該事業の一部に繰越明許費を設定するため、当町における事業費負担の一部を次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、6款1項畜産競争力強化対策緊急整備事業でございますが、本事業は補助事業でございます。国及び県が繰越明許費を設定するため、当町もあわせて次年度に繰り越すものでございます。

最後に、8款2項社会資本整備総合交付金事業の2路線でございますが、用地交渉及び補償交渉に時間を要し、工事の年度内完了が見込めないため、次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、67ページ、第3表地方債補正を説明いたします。

地方債の追加につきましては、宿泊交流施設天井設備耐震改修事業の財源としまして、緊急防災・減災事業債3,300万円を充当するものでございます。

また、地方債の変更につきましては、充当する事業の事業費の確定等により起債額を調整するものでございまして、合併特例債につきましては3,670万円、過疎対策事業債につきましては1,300万円を、それぞれ限度額を減額補正するものでございます。

詳細につきましては、歳入の中でご説明いたします。

また、臨時財政対策債につきましては、今年度の歳入歳出の状況等を判断し、起債することとするものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。72ページ、73ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源として普通交付税を充当するもので

ございます。

○福祉保健課長（村山太郎君） 11款1項1目民生費負担金でございますが、養護老人ホームの入所措置に係ります徴収区分の変更に伴う増額でございます。

○教育総務課長（高橋 潔君） 続きまして、2節ですが、保育料負担金は年度途中で保育園に入園する方や保育料の階層区分の異動によるものでございます。次の広域入所負担金は、他町村から入園する方の増によるものでございます。また、過年度の保育料収入により補正するものでございます。

2目2節は、実績による減額でございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 11款2項1目1節農業水産業費分担金であります。平成29年度の新規採択予定となっております畑屋中央地区での圃場整備事業で、大仙市と受益面積が確定できなかったことによる減額でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 12款1項1目総務使用料でございますが、住民活動センターの自動販売機設置料を計上するものでございます。

○建設課長（小林宏和君） 続きまして、4目1節はグラウンドゴルフ場の使用実績による減額でございます。

74ページ、75ページをお願いいたします。

12款1項6目2節は、道路占用料実績による増額でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 2項2目2節清掃手数料でございますが、有料ごみ袋手数料について実績見込みにより増額するものでございます。

○福祉保健課長（村山太郎君） 13款でございます。1項1目についてでございますが、1節社会福祉費負担金は臨時福祉給付金等の実績に伴うものでございます。2節の障害福祉費負担金は、障害者の自立支援給付に係ります利用の増加に伴います国庫負担金2分の1相当でございますが、この増額、それと障害児施設給付費の利用実績の見込みによります減額でございます。

○教育総務課長（高橋 潔君） 続きまして、3節ですが、保育所運営費負担金は町外へ入園する園児が少なくなるため減額するものでございます。

○福祉保健課長（村山太郎君） 続きまして、2項2目でございますが、1節は事業実績見込みによる国庫補助金の減額、3節は健康管理用システムに係ります改修は来年度対応となりましたため、歳入歳出ともに減額するものでございます。

○建設課長（小林宏和君） 76、77ページをお願いいたします。

13款2項3目1節は、合併浄化槽設置数の実績見込みによる減額で、ことしは39基でございます。

す。

- 福祉保健課長（村山太郎君） 続きます2節でございますが、こちらも実績見込みによる減額でございます。
- 総務課長（高橋 薫君） 4目1節森林環境保全整備事業補助金ですが、町有林瀉尻竜川地区の搬出間伐等の実績精算による減額でございます。
- 農政課長（深澤克太郎君） 同じく2節農村整備費補助金であります。区画拡大・暗渠排水事業の実績による減額でございます。
- 建設課長（小林宏和君） 5目1節は、社会資本整備総合交付金の額決定による減額でございます。続きまして、2節は個人住宅耐震改修事業実績による減額でございます。
- 教育総務課長（高橋 潔君） 6目3節ですが、幼稚園の就学援助対象者拡大によります増額でございます。
- 総務課長（高橋 薫君） 3項1目4節につきましては、衆議院議員の選挙委託金の確定による減額でございます。
- 福祉保健課長（村山太郎君） 1ページおめくりいただきまして、14款1項1目でございます。2節ですが、13款でご説明申し上げた障害福祉サービスに係ります県費分の補正でございます。
- 教育総務課長（高橋 潔君） 続きまして、3節ですが、保育所運営負担金は町外へ入園する園児が少なくなったために減額するものでございます。
- 生涯学習課長（煙山光成君） 2項1目1節総務費補助金ですが、国民文化祭市町村主催事業の補助額確定による減額でございます。
- 福祉保健課長（村山太郎君） 続きまして、2目でございます。1節は国庫補助と同様に、事業実績見込みによる減額、2節は交付額確定に伴う補正でございます。
- 教育総務課長（高橋 潔君） 続きまして、3節は対象者の減によるものでございます。
- 福祉保健課長（村山太郎君） 3目の1節でございますが、こちらは全て実績見込みによる減額補正でございます。
- 建設課長（小林宏和君） 2節合併浄化槽設置数の実績見込みによる減額でございます。
- 住民生活課長（小原隆昇君） 同節の再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金でございますが、事業費の確定による減額でございます。
- 商工観光交流課長（高橋一久君） 続きまして、4目1節緊急雇用創出事業費補助金でございますが、薬用植物試験に係る事業実績による減額でございます。
- 農業委員会事務局長（佐藤久雄君） 5目1節農業委員会費補助金ですが、農業委員会交付金は、

交付金確定による増額でございます。機構集積支援事業費補助金は、補助金確定による減額でございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 80ページ、81ページをお開きください。

14款2項5目2節農業振興費補助金であります。農林漁業振興対策基金事業費補助金であります。農業夢プラン実現事業等の事業実績による減額でございます。次の地域マスタープラン作成事業費補助金は、新設法人への補助金の単価アップによる増額補正であります。次の経営体育成支援事業費補助金であります。事業要望の取り下げやパイプハウス復旧件数の事業実績による減額であります。次に、農業経営等復旧・再開支援対策事業費補助金であります。これは事業実績による減額であります。次の農業生産法人・確保育成事業費補助金であります。新たに設立されました、5つの法人に対する経理事務支援による増額となっております。1法人50万円でございます。次の畜産競争力強化対策緊急整備事業補助金であります。国の補正事業によりまして増額される事業でございます。自給飼料の広域流通による給与拡大、それから地域全体の飼育頭数の増と、それから低コスト化による地域畜産の飼育性向上を目指す事業でありまして、千畑地区の経営体が事業採択される見込みであります。補助率は2分の1でございます。

続きまして、4節の林業費補助金であります。松くい虫防除対策事業費補助金であります。これは実績による減額でございます。

○建設課長（小林宏和君） 6目1節は、河川愛護団体活動への県交付額決定による減額でございます。次の2節は、個人住宅耐震改修事業実績による減額でございます。

○教育総務課長（高橋 潔君） 7目1節は、小中学校のフッ化物洗口推進事業の実績により増額するものでございます。

○生涯学習課長（煙山光成君） 2節社会教育費補助金ですが、埋蔵文化財発掘調査事業費補助金については、事業額の確定に伴って補助額も確定して、その分の増額でございます。学校支援地域本部事業費のうちですけれども、わくわく土曜スクールということで実施しております、その事業の補助金の額、増額が確定したことによる増額補正をお願いするものでございます。

○総務課長（高橋 薫君） 15款1項1目1節土地貸付収入ですが、旧北体育館敷地の秋田おばこ農協への貸し付け額の増額でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく2目利子及び配当金でございますが、各基金の利子及び東北電力などからの配当金につきまして、決算見込みにより現計予算を調整するものでございます。

○総務課長（高橋 薫君） 2項1目1節土地売却収入につきましては、遊休地売却の実績による減額、立木売却収入は湯尻竜川地区の間伐材の売却処分ですが、本年度事業が早期に完了したた

め、間伐した367立米の分が12月中に売却することができましたことによる増額でございます。

2目1節物品売却収入は、不要となった公用車、除雪トラック等を売却したものでございます。

16款1項1目1節一般寄付金ですが、2件の寄付によるものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく2目指定寄付金でございますが、ふるさと美郷応援寄付金につきまして、2月2日までの分、32件分を計上するものでございます。

続きまして、19款2項1目町預金利子でございますが、決算見込みにより現計予算を調整するものでございます。

○農業委員会事務局長（佐藤久雄君） 84ページ、85ページをごらんください。

4項3目1節農林水産業費受託事業収入ですが、農業者年金基金業務受託収入は、受託額確定による増額です。農地保有化促進事業及び流動化業務委託収入は、農地中間管理事業新設により名称が変わり、特別事業等業務受託収入となりました。これにより、農地保有合理化促進事業及び流動化業務受託収入を減額し、特別事業等業務受託収入の受託額確定により増額するものです。

○教育総務課長（高橋 潔君） 19款5項3目1節は、学校及び保育園・幼稚園職員の給食費の実績見込みにより減額するものでございます。

○福祉保健課長（村山太郎君） 2目の過年度収入でございますが、こちらは秋田県後期高齢者医療広域連合から25年度の精算分として受け入れるものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく5目雑入でございますが、説明欄1行目の青い羽根募金還元金から、下から2行目の秋田県市町村振興協会助成金までにつきましては、各収入における決算見込みにより現計予算を調整するものでございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく仙北平野土地改良区経常費負担金返戻金であります。排水受益単独の見直しによりまして、1級河川に指定されました排水路の受益地が、424.8ヘクタールが受益面積から除籍されたということで、24年分、25年分の経常賦課金の返戻金でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、86ページ、87ページをお願いいたします。

20款町債でございます。1目総務債につきましては、屋内スポーツ館や宿泊交流施設などの事業費の確定見込みによる額の調整でございます。なお、緊急防災・減災事業債につきましては、宿泊交流施設天井設備耐震改修事業へ充当するための増額でございます。

4目労働債につきましては、正規雇用者育成支援事業の事業費確定見込みによる減額でございます。

5目農林水産業債につきましては、経営体育成基盤整備事業の事業費確定による減額でございます。

6目商工債につきましては、清水周辺環境整備事業の事業費確定による減額でございます。

7目土木債につきましては、社会資本整備総合交付金事業の事業費の確定等による調整でございます。

8目消防債につきましては、消防設備整備事業及び広域負担金の額の確定による減額でございます。

9目教育債につきましては、スクールバス更新事業及び美郷町健康広場整備事業の額の確定による減額でございます。

10目臨時財政対策債につきましては、今年度の歳入歳出予算の状況や決算見込み及び後年度の財政負担などを考慮し、起債しないこととし減額するものでございます。

歳入は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 説明途中でありますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

（午後 1時00分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き内容の説明を求めます。

○総務課長（高橋 薫君） それでは、88ページからの歳出から順次説明いたします。

はじめに、各款項目の2節、3節、4節の人件費について、一括して説明させていただきます。

148ページの給与明細書により説明させていただきます。

主な内容ですが、下段の説明にあります。育児休業や死亡退職等により給料538万2,000円、職員手当912万3,000円の減額、早期退職者により職員手当である退職手当組合負担金が860万6,000円の増額となっております。トータルでは、総括の合計欄のとおり、1,025万8,000円の減額であります。

それでは、再び88ページにお戻り願います。

以降、款項目の人件費についての説明は省かせていただき、順次説明いたしますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

1款1項1目13節は、実績見込みによる減額でございます。

2款1項1目一般管理費については、おおむね実績や請負差額による減額です。4節、7節は臨時職員雇用関係、8節、9節は職員研修経費、13節は庶務システム、庁舎管理、職員研修の減額です。また、公会計財務会計検証業務につきましては、職員により自前で対応したことによる

減額です。

91ページの14節庁舎管理、システム管理費は、19節臨時職員関係の経費でございます。なお、19節の車輛系受講負担金につきましては、自動車免許取得講習委託料から一括して支出したために減額するものでございます。

2目行政推進費ですが、同じく実績や請負差額による減額でございます。1節、8節は、町の日功労者関係、8節謝礼、9節、11節、12節、13節は、合併10周年記念事業費の関係。

93ページですが、19節は行政区の機能強化関係でございます。また、美郷フェスタ関係経費につきましても、実績により減額してございます。

3目文書広報費ですが、11節は広報の印刷ページ単価の請負差額による減額、以下の節につきましても、実績見込みによる減額でございます。

次に、5目財産管理費ですが、減額につきましては、普通財産管理費や公用車管理費の実績や請負差額によるものでございます。

なお、95ページの15節一般土木工事費につきましては、旧仙南西小学校グラウンドの排出残土の減量により減額しております。

○生涯学習課長（煙山光成君） 増額部分についてご説明いたします。93ページをごらんいただきたいと思えます。

11節光熱水費ですが、歴史民俗資料館及び屋内球戯場の整備工事に伴い、電気使用量が増加したため、その額を計上するものでございます。なお、この部分に関しては、工事施工業者から受け入れることとしておりまして、85ページをごらんいただきたいと思えます。

雑入の下から4行目に、電気料受入金とありますが、こちらのほうで施工業者から使用した分の電気料を受け入れるものでございます。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 6目企画費でございますが、ここの予算計上は、美郷大使にかかわるもの、JAL連携事業、子どもガーデンパーティー及び自治体交流の事業がございまして、実績による減額でございまして、そのうち大きなものにつきましては、9節子どもガーデンパーティー費用弁償ですが、病欠により欠席となったための減額が大きなものでございます。以上です。

○住民生活課長（小原隆昇君） 8目交通安全対策費でございますが、11節中管理用消耗品につきましては、交通指導車のタイヤ購入のための増額でございます。ほか各節でございますが、事業実績見込みにより減額するものでございます。

96、97ページをお開きいただきます。

9目防犯対策費でございますが、各節とも事業実績見込みにより減額するものでございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 続きまして、10目公共施設再編事業費15節工事請負費であります。平場の森整備事業の実績による減額でございます。

○生涯学習課長（煙山光成君） 11目未来づくり交付金事業費ですが、11節、13節、15節、それと18節中の機械器具費につきましては、事業完了等に伴う減額となっております。18節中、施設用備品でございますが、これは歴史民俗資料館及び屋内スポーツ館等で使用する電話設備について購入したく計上してございます。

○税務課長（藤田信晴君） 2項徴税費1目税務総務費11節需用費ですが、実績見込みによる減額でございます。

2目賦課徴収費13節委託料ですが、3件ともに請負差額を減額するものでございます。以上です。

○住民生活課長（小原隆昇君） 98、99ページをお開きいただきます。

3項1目住民基本台帳費でございますが、11節、13節でございますが、事業費確定により減額するものでございます。

○総務課長（高橋 薫君） 4項2目は、明るい選挙推進費の実績による減額でございます。

4目、次のページの5目、6目、11目、次のページの12目は、それぞれの選挙の実績による減額でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 2款5項2目基幹統計費の調査員報酬でございますが、実績により減額するものでございます。

○福祉保健課長（村山太郎君） それでは、3款のご説明でございます。1項1目社会福祉総務費につきましては、11節需用費、12節役務費、それで次のページに行ってくださいまして、13節委託料、20節扶助費まで、これは全て消費税引き上げに伴い実施いたしました臨時福祉給付金等、あと子育て世帯臨時特例給付金の実績によるものでございます。

2目障害者福祉費でございますが、13節と20節扶助費の上2行につきましては、実績見込みに伴う減額、20節の3行目、介護給付訓練等給付費は利用の実績の伸びに伴うものでございます。同節4行目の育成医療給付費につきましては、心臓手術の実施に係ります新規申請があったことに伴う増額でございます。23節は25年度分の国庫と県の支出金に係る精算分でございます。

続きまして、3目高齢者福祉費でございます。7節から次ページの13節の1行目まで、こちらにつきましては、中央ふれあい館、金婚式、敬老会、長寿祝い金等の事業実績によるものでございます。13節の2行目、介護予防支援事業委託費でございますが、こちらは介護予防ケアプラン

の作成者の増加に伴います増額、14節から20節は額の確定や実績見込みに伴う減額となっております。

4目の医療給付費でございますが、12節から20節は全て実績見込みでありますとか、額確定によるもの、そして28節の国保特会への繰出金は出産育児一時金等の実績見込みによるものでございます。

○教育総務課長（高橋 潔君） 次の108ページ、3款2項3目でございますが、7節は実績見込みによる減額でございます。11節光熱水費は、六郷保育園で電気料に不足を来すことから増額をお願いするものであります。修繕料は実績見込みによる減額でございます。23節は25年度の保育所運営費負担金の確定に伴いまして、国・県への返還金でございます。

次の4目7節は、放課後児童クラブ指導員賃金で、実績見込みによる減額でございます。18節は、平成27年4月1日から児童クラブの定員が90名増員になることから、ロッカー、げた箱等の備品を準備するための費用をお願いするものでございます。

○福祉保健課長（村山太郎君） 続きまして、4款のご説明でございます。1枚おめくりいただきまして、4款1項1目保健衛生総務費でございます。こちらの減額ですが、8節は健康づくり推進員の活動実績によるもの、13節は、歳入で申し上げました健康管理用システムの改修が翌年度対応となることによるものでございます。

続きまして、2目予防費でございます。こちらにつきましては、8節は乳幼児健診の医師等の実績見込みによるもの。そして、11節と13節は各種健診等に係ります実績見込みによるものでございますが、13節の予防接種委託料におきます補正額の大きいものとしたしましては、ヒトパピローマウイルスの子宮頸がん分が800万円、日本脳炎250万円、ジフテリアですとか破傷風の混合ワクチンが200万円、小児用肺炎球菌が180万円、水痘、水ぼうそうでございますが、これですとかインフルエンザ、それぞれが150万円程度となっているものでございます。14節のがん検診の実施につきましては、がん検診の実施に伴いますクーポンの追加発行に要する経費の増額でございます。続く20節の扶助費は、里帰り出産時の健診経費、そして特別予防接種給付金は、指定医療機関外での予防接種のための経費ですが、こちらはいずれも実績見込みによる減額でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 下段から112、113ページに続きますが、3目環境衛生費でございますが。これにつきましては、水の郷シンポジウム、中央斎場建設等事業費の確定により、各節とも減額をお願いするものでございます。

同じページの下段でございますが、2項1目清掃費でございます。これにつきましては、次の

ページに続きますけれども、各節とも、有料ごみ袋の販売手数料の増額、13節、次のページ、19節でございますが、請負差額、事業費見込みにより減額ということでございます。よろしく願いいたします。

○建設課長（小林宏和君） 続きまして、4款3項1目簡易水道特別会計への繰出金でございます。料金収入の増と支出では、請負差額と歳出の減が見込め、繰出金を減額するものであります。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 続きまして、5款1項2目19節でございますが、正規雇用者育成支援事業費補助金です。当初では、正規雇用は10人と見込んでございましたが、実績では3社の5人雇用となったための減額でございます。

○農業委員会事務局長（佐藤久雄君） 続きまして、6款1項1目農業委員会費です。9節、13節、19節、いずれも業務の実績見込みによる減額でございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 続きまして、116ページ、117ページをお開きください。

6款1項2目農業総務費7節一般作業員賃金であります。これは湛水管理巡視員の実績に伴います減額でございます。

続きまして、3目農業振興費1節報酬であります。鳥獣被害対策実施隊報酬の減、それから農業振興整備地域促進協議会委員報酬の実績に伴います減額でございます。それから、8節、9節、11節、12節は、実績に伴います減額でございます。13節の委託料であります。薬用植物試験栽培事業の委託料でありまして、県の緊急雇用対策予算とニーズ対応予算が継続されたことによりまして、町単独の業務委託料が減額となっております。それから、販売促進委託料並びに農作業体験ツアー代理店募集委託料は、実績による減額でございます。14節使用料及び賃借料は、事業完了による減額でございます。19節経営体育成支援事業補助金であります。事業要望しておりました経営体の事業要望の取り下げ、さらには昨年の豪雪被害を受けたパイプハウス等の復旧件数が減少したということの実績による減額であります。それから、農業経営復旧・再開対策事業費であります。これも実績による減額でございます。

次のページ、118ページ、119ページをお開きください。

農林漁業振興対策基金事業補助金であります。これは農業夢プラン応援事業並びに伸ばせ秋田の美人ねぎ事業等々の実績によります減額であります。それから、農作業体験ツアー、それから最後の残留農薬対策補助金、これらはいずれも実績による減額でございます。

続きまして、5目担い手対策費であります。1節、8節、11節は、実績による減額でございます。19節農業後継者育成団体負担金は、郡の団体、農業近代化ゼミナールの団体の人数減によります減額であります。それから、その次であります。農業生産法人運営支援事業費補助金であ

ります。今年度より設立2年目までの事業が県で同様の事業ができて、県の制度に移行したことにより減額であります。続きまして、農業生産法人・確保育成事業費補助金であります。この件につきましては、新たに新設法人5件分の事業費を増額してございます。それから、法人化支援補助金であります。これは複数の個別農家が団体法人を目指す、新たな制度でございまして、1法人10万円ということで20万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、6款1項6目であります。農業振興施設管理費であります。13節であります、仏沢の交流施設等の委託料の実績に伴います減額であります。それから、15節であります、あつたか山直売所照明のLED化工事の実績による減額であります。

続きまして、1項7目畜産業費であります。7節、8節、15節、19節は、実績による減額であります。その19節の中で、畜産競争力強化対策緊急整備事業補助金であります。歳入でもお話し申し上げましたが、国の補正予算で1経営体が事業に該当するということで、補正をお願いするものであります。事業内容につきましては、酪農の100頭規模の畜舎並びに堆肥舎、乾燥舎、それから附帯の機械施設等々でございまして、総事業費1億4,400万円ばかりということで、千屋地区の法人を目指す若手農業者がこれに事業要望しております。

続きまして、6款1項8目であります。農村整備費であります、1節は実績見込みによる減額でございます。

次のページをお願いします。120ページ、121ページであります。

13節も実績による減額であります。

それから、19節の負担金補助及び交付金であります、仙北平野土地改良区の経常費負担金であります、排水単独受益費の見直しによりまして、26年度分、本年度分の受益地に係る減額であります。経常賦課金の減額であります。それから、その下、農業基盤整備促進事業費補助金であります。これは暗渠排水、それから区画拡大の実績により減額であります。その下は、土地改良施設維持管理適正化事業補助金、それから最後の水環境保全推進団体補助金、いずれも実績による減額でございます。22節であります、中ノ目川護岸改修工事の設計及び改修工事の実績に伴います減額でございます。それから、28節であります、農業集落排水特別会計繰出金の実績に伴います減額であります。

それから、6款2項1目林業費であります。7節、11節、13節、14節及び19節は、実績に伴います減額であります、13節の松くい虫防除委託料であります、西法寺地区の松80本、千屋の松並木127本の樹幹注入を行ってございます。

6款は以上であります。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 次のページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費でございますが、その主なものは実績によるものでございまして、13節美郷雪華酵母管理委託料でございますが、初期資材購入費用がかかり増したため、その費用の増額をお願いするものです。また、19節中小企業振興資金保証料補給等補助金でございますが、前年同期より借り入れが増加しており、予算に不足が見込まれるため増額をお願いするものでございます。空き店舗対策事業補助金は実績によるもので、誘致企業奨励金につきましては、過疎地域自立促進特別措置法に該当したため、2社分の減額となっております。

次の3目観光費でございますが、その主なものは観光施設等の維持管理及び観光イベントに係る事業実績によるもので、13節公園管理委託料につきましては、仏沢地区の松くい虫被害木撤去業務に伴う実績によるもので、当初被害木を全搬出処理で計画しておりましたが、現地精査の結果、一部を現地処理に切りかえたための減額でございます。

次のページをお願いいたします。

4目温泉振興費でございますが、その主なものは、3温泉の施設管理に係る実績及び請差によるもので、13節では客室トイレ工事等に係る設計管理業務の請差によるものです。15節は、各温泉の照明LED化工事の請差によるもので、18節は、湯とびあの厨房備品導入の請差によるものです。以上です。

○建設課長（小林宏和君） 続きまして、8款1項1目、一番下の欄でございます。道路橋梁総務費の13節、19節が事業完了、精算による減額であります。

126、127ページをお願いいたします。

道路維持費でございますが、最初に除雪予算の組み替えの補正を説明させていただきます。

増額部分でございます。11節の需用費の修繕料は、昭和60年代のローダー2台、グレーダー1台ほかの老朽化が著しく修繕費に不足が生じていること、それから同じく管理用消耗品ですが、カッティングエッジ、チェーン交換等、予算に不足が見込まれること、同じく14節、現在修理中の除雪ドーザーの代替としてリースしている機械の借り上げ期間を延長し万全を期したいこと。

減額部分でございます。13節の今後の除雪出動日数の見通しを踏まえ、除雪委託料の一部を減額し、11節、14節の増額補正と組み替えるものでございます。11節の食糧費から12節、13節、18節は、実績による減額、並びに除雪機械購入費は、社会資本整備総合交付金の交付額決定による除雪機械1台分の減額となっております。

続きまして、3目道路新設改良費でございます。9節から15節は、社会資本整備総合交付金の交付額決定による減額と実績精算によるものでございます。

128、129ページをお願いいたします。

17節は鑓田馬町・沢田線交差点改良工事の事業進捗を図るための用地費の補正です。同様に22節は、道路2路線の支障物件の移転を実施し、事業進捗を図るものでございます。

続きまして、8款3項1目河川総務費ですが、財源の組み替えでございます。

その下、8款4項2目都市公園費は、事業実績による減額。

続きまして、8款5項1目下水道費でございます。19節の浄化槽設置補助交付金は、70基を見込んでいましたが実績で39基のため、減額です。それから、浄化槽水質環境保全補助金、28節の繰出金は、精算による減額でございます。

130、131ページをお願いいたします。

8款6項1目住宅管理費、15節、19節、いずれも事業実績による減額でございます。

○**住民生活課長（小原隆昇君）** 9款1項1目常備消防費でございますが、負担金の確定による減額でございます。

3目消防施設費につきましては、防火水槽設置の事業の完了による減額でございます。

4目水防費でございますが、これは額の確定による減額でございます。

1枚めくっていただきまして、132、133ページでございます。

5目災害対策費でございますが、総合防災訓練避難所街灯設置工事と事業の完了、事業費の確定により、各節とも減額をさせていただくものでございます。

○**教育総務課長（高橋 潔君）** 134ページをお願いいたします。

10款1項2目でございます。いずれの節も実績見込みによる減額でございますが、15節は学校施設小型焼却炉解体工事の実績見込みで、廃棄物の処理に際しまして、専門業者による県外解体処理から県内での解体処理になったため、減額するものでございます。

次の3目でございますが、スクールバスの運行経費や、生活支援員、ALTの業務委託などの実績見込みによるものであります。下段の20節は就学援助の実績見込み、21節は奨学金の貸付金の実績による減額でございます。

136ページをお願いいたします。

10款2項1目でございます。いずれも実績見込みによる減額でございますが、11節燃料費は、体育館の耐震化工事によりまして、施設を使用しないため減額するものでございます。

次の10款3項1目でございます。いずれも実績見込みによる減額でございますが、15節の減額は体育館の耐震化工事の請負差額でございます。

138ページをお願いいたします。

10款4項1目でございます。11節は六郷幼稚園の電気料に不足を来すことから、増額をお願いするものでございます。15節は仙南幼稚園で電気温水器のふぐあいにより、その取りかえのための工事費をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（煙山光成君） 5項社会教育費ですけれども、1目社会教育総務費の各節の減額ですが、講座等社会教育事業の完了によるものでございます。

続きまして、140ページ、141ページをお願いしたいと思います。

4目社会教育施設費でございますが、これも同様に、事業完了並びに精算見込みにより各節で減額をお願いするものでございます。なお、11節の燃料費でございますけれども、灯油単価の低下と、それから暖房を電気設備に切りかえたことが主な要因となって、この金額の減額をお願いするものでございます。

続きまして、142ページ、143ページをお願いいたします。

6項保健体育費1目保健体育総務費でございますが、これにつきましても各事業の完了、あるいは精算を見込んでの減額とさせていただいております。

それから、続きまして2目保健体育施設費でございますが、11節中、光熱水費でございます。これは、サンスポーツランド温水プールに係る電気料及び水道料の増加が見込まれ、その増額をお願いするものでございます。その他につきましては、事業完了並びに精算見込みにより減額をお願いするものでございます。

○教育総務課長（高橋 潔君） 144ページの3目学校給食センターの実績見込みによります補正でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、12款1項1目の公債費の元金でございますが、財政健全化の取り組みの一環として、後年度の財政負担の軽減のため、町債の繰り上げ償還を実施するためのものが3億1,239万1,000円でございます。内容は、平成18年と20年に銀行から借り入れたもので、借り入れ利率は1.705%から1.77%でございます。そのほかの37万9,000円につきましては、利率変更による償還元金の増分でございます。

同じく2目利子でございますが、利率変更等による減額でございます。

続きまして、146ページ、147ページをお願いいたします。

13款1項1目基金費でございますが、財政調整基金及び減債基金の預金利子分の増額が14万3,000円、ふるさと美郷子ども育成基金の寄付金分が141万4,000円でございます。説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第22号の説明が終わりました。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第30、議案第23号 平成26年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第5号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（村山太郎君） それでは、議案第23号についてご説明申し上げます。

158ページ、159ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

3款1項1目療養給付費等負担金につきましては、減額見込みによる補正でございます。同項2目、そして続く6款1項1目の高額医療費共同事業負担金につきましては、額確定によります国庫負担金と県負担金の増額でございます。

同款2項1目の県補助金と、続く8款1項1目の利子及び配当金は、額の確定による補正でございます。

1枚おめくりいただきまして、9款1項1目の一般会計繰入金でございますが、こちらは実績見込みによりまして一般会計における補正と同額を補正減するというものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1ページおめくりいただきまして、1款1項1目13節の委託料でございますが、こちらは制度改正に伴います電算システムの更新について、実績により減額するものでございます。

そこからはしばらく財源の修正でございます。1款の2項、3項、そして2款1項、次のページに移っていただきまして、2款2項、こちらは財源の修正でございます。

続く2款4項1目の出産育児一時金は、実績見込みによる減額でございます。

4款1項から1段下の6款1項、それでページを進めていただきまして、次ページでございますが、7款1項につきましては、額確定によります補正、続く8款1項は実績見込みによる補正でございます。

ページ一番下の部分でございますが、8款2項は実績見込みに伴います事業のやりくりでございまして、こちらは実績見込みに伴いまして、1目の13節、こちらはジェネリックの差額通知の委託料、2目11節の印刷製本費、こちらを減じますとともに、2目13節と19節人間ドック等の費用を増額補正するというものでございます。

また、1ページおめくりいただきまして、168ページ、169ページでございます。

9款1項は国保事業基金から生じた利子を積み立てるもの、続く11款1項の返還金でございますが、こちらは国庫等への返還額が確定しましたので、それに伴う減額でございます。

12款予備費は、以上の歳入歳出を調整するというものでございます。

国保特会の説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第23号の説明が終わりました。

◎議案第24号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第31、議案第24号 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第6号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第24号についてご説明いたします。

今回の補正の内容は、2,137万5,000円を減額するものであります。

178、179ページをお願いいたします。

最初に、歳入1款1項1目は加入者負担金で、実績による減額です。

2款1項1目は、当期の水道使用料暫定料金の納付見込みによる増額であります。

2款2項1目1節から3節の手数料は実績による増額。

4款1項1目は繰入金の減額であります。

6款3項2目はメーター器のスクラップ収入でございます。

182、183ページをお願いいたします。

続きまして、歳出であります。

1款1項1目一般管理費の11節から27節は、事業完了、額確定等による減額であります。

1款2項1目施設管理費の13節設計管理委託料は、平成27年度、来年度の補助事業にて対応できる見通しとなったため、今年度分から減額するものであります。ほか12節、13節の施設管理委託料、18節は請負差額等による減額でございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第24号の説明が終わりました。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第32、議案第25号 平成26年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第25号についてご説明いたします。

今回の補正の内容は、518万2,000円を減額するものであります。

189ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費であります。大曲処理センターの耐震化事業につきまして、年度内の完成が見込めず次年度へ繰り越す旨、県から協議があり、その負担相当額を計上してございます。

続きまして、190ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。秋田湾・雄物川流域下水道事業（大曲処理区）におきまして、事業費の減額があり、合わせて起債限度額を150万円減額し、180万円とするものでございます。起債の利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、194、195ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目は受益者負担金で、新規加入者3戸の一括払いによる増額でございます。

2款1項1目下水道使用料は、使用実績による減額であります。

2款2項1目1節は、指定登録店の店舗数の実績減、2節の督促手数料は、督促実績による増額であります。

それから、3款1項1目は繰入金の減額。

4款1項1目は繰越金の減額でございます。

196、197ページをお願いいたします。

5款2項1目は預金利子の実績減。

6款1項1目1節は、流域下水道事業費の減額に伴う事業債の減でございます。

続きまして、198、199ページをお願いいたします。

歳出1款1項1目一般管理費の8節、11節、12節、27節は、今後支払い見込みがなく減額するものであります。戻っていただきまして、13節は加入者増による増額でございます。

それから、1款2項1目施設管理費の11節から15節は、事業完了等により今後の支払い見込み

がなく、減額するものであります。

200ページ、201ページをお願いいたします。

1款3項1目は、流域下水道事業費の減額に伴う事業費負担金の減でございます。以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第25号の説明が終わりました。

◎議案第26号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第33、議案第26号 平成26年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第26号についてご説明いたします。

今回の補正の内容は、242万9,000円を減額するものであります。

212、213ページをお願いいたします。

歳入2款1項1目は、当期の水道使用料暫定料金納付見込みによる増額でございます。

3款1項1目は繰入金の減額です。

214、215ページをお願いいたします。

歳出1款1項1目一般管理費の11節、12節、13節、19節は、今後支払い見込みがなく減額するものであります。27節は消費税精算見込みによる増額であります。

1款2項1目施設管理費の12節から18節は、事業完了等により今後の支払い見込みがなく減額するものであります。

特別会計は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第26号の説明が終わりました。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第34、議案第27号 平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長(村山太郎君) 議案第27号をご説明申し上げます。

ページ、224、225をお願いいたします。まず、歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料と2目普通徴収保険料でございますが、いずれも保険料額の確定見込みによります補正でございます。

1枚おめくりいただきまして、歳出でございますが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、歳入の補正に伴いまして、広域連合への納付予算額を変更するものでございます。ご説明は以上でございます。

○議長(高橋 猛君) これで、議案第27号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長(高橋 猛君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後1時48分)

